

# 平成28年度予算編成方針

## 総論

国が平成27年6月に閣議決定した「経済財政運営と改革の基本方針2015」では、いわゆる「三本の矢」の一体的な推進等により、デフレ脱却・経済再生と財政健全化は双方ともに大きく前進したとしていながらも、「経済再生なくして財政健全化なし」という従来からの基本哲学をもって、デフレから脱却し、中長期的に持続する経済成長と財政健全化の双方の実現に取り組むことを目標としている。

しかしながら現実の経済情勢は、内閣府による平成27年10月の「月例経済報告」によると「景気は、このところ一部に弱さもみられるが、緩やかな回復基調が続いている。」とあり、景気判断が1年ぶりに下方修正された。また、先行きについて「雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待される。」としながらも、中国を始めとするアジア新興国等の景気下振れによる影響や、アメリカの金融政策が正常化に向かうなか、金融資本市場の変動が長期化した場合の影響等、景気下振れのリスクにも言及しており、景気の先行きはなお楽観視できない状況にある。

平成28年度予算における国の概算要求にあたっては、基本方針2015で示された「経済・財政再生計画」の初年度の予算として、歳出全般にわたり、従前の歳出改革の取組を強化するとともに、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化することを基本的な方針としている。

地方財政に関しては、総務省の概算要求において、基本方針2015で示された「経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要な地方の一般財源総額について、平成27年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとしているものの、概算要求における出口ベースでの地方交付税額は減少となっている。

また、歳出面では、少子高齢化等の進展に伴う社会福祉関係経費の増加に加え、国の経済対策による公共事業等に伴い発行した公債費等の義務的経費が大きな負担となるなど、地方の財政運営は厳しさを増しており、財政健全化に向けた改革に取り組むことが重要である。

なお、政府の掲げる「地方創生」に基づき、各省庁における関連事業及び予算がある程度具体化してきたものの、地方の需要を充足するほどの予算規模は期待できないことから少ないパイの争奪戦となることは必至であり、その活用（採択）には地方のアイデアと本気が問われている様相である。そのため、今後の動向を注視し、臨機応変に対応可能な体制を整える必要がある。

本市の財政状況は、財政調整基金をはじめとした各基金の増加や市債残高の圧縮に努める等、これまでの行財政改革の取り組みにより健全な状態を維持している。

しかしながら、歳入総額の約3分の1、經常一般財源の約3分の2を占める普通交付税について、平成26年度交付額は前年度比約3億8千万円の減、平成27年度交付額はさらに約1億6千万円の減と、2年間で5億円以上の減となっており、

今後も合併算定替の段階的縮小による減少が見込まれている。

これに伴い、財政健全化法による将来負担比率は、対前年度比17.8ポイント上昇し、97.2%となった。また、財政の弾力性を示す経常収支比率は、普通交付税の減少に加えて歳出増の影響もあり、対前年度比3ポイント上昇し90.9%となるなど、財政の硬直化が進んでいる。

今後の財政運営においては、地方における景気回復が実感できない中、税収の伸びは期待できず、前述のとおり地方交付税は減少し、高齢化の進行に伴う社会保障関係経費の増大が見込まれるなど、非常に厳しい状況になると予測される。

このような中、平成28年度の当初予算編成にあたっては、行財政の効率化と基盤強化を追求し、歳入に見合う財政構造への転換に向け、健全な財政運営の徹底に努め、創意と工夫をもってあらゆる方策を探り、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう、次の基本方針により取り組むものとする。

## 基本方針

本市歳入一般財源の約60%を占める地方交付税については、総務省の平成28年度概算要求額における出口ベースで、前年度比△2.0%となっていることに加え、本市においては、普通交付税の合併算定替による加算が段階的に減少する過程にあり、普通交付税の大幅な減少が見込まれる。

これによって、本市における平成28年度の歳入一般財源総額は、前年度比で△5億円(△3.0%)となることを見込んでおり、財源不足が懸念される。加えて、歳出面では地方創生を実現するための総合戦略に沿った新規事業及び既存事業の拡充等に対して重点的に予算配分する必要がある、厳しい予算編成になることが予想される。

それらを念頭に、平成28年度の予算編成にあたっては、持続可能なまちづくりを推進するため、総合戦略に基づいた地方創生関連事業を全庁的に取り組むことを基調とし、**要求にあたっては、原則として平成27年度9月補正後予算における一般財源ベースの90%以内**とする。人件費、公債費、扶助費、他会計への繰出金、一部事務組合への負担金及び総合戦略に係る地方創生事業に要する経費はシーリングの対象外とするが、それら対象外経費にあっても、過去の不用額や直近状況の分析により、所要一般財源の抑制に努めること。

なお、普通交付税の段階的縮小を象徴とした歳入減少期に向かい、更に厳しさを増す財政状況を職員一人ひとりが十分認識し、全庁を挙げて所要財源の積極的な確保を図るとともに、限られた財源の中で、市民ニーズに即した選択と集中による効果的・効率的な事業を推進するものとする。

### 1. 通年予算の編成

当初予算は年間を通じて予測される全ての財源と、年度内に必要とされる全ての事業費を要求すること。原則として、制度改正に伴うもの、災害復旧に係るもの及びその他緊急を要するもの以外は、年度途中における予算の補正は行わない。

なお、要求額の積算にあたっては、制度改正や社会情勢の変化、過去の決算状

況等を勘案し、真に必要な額を精査すること。**過大な要求は他部署及び総体予算の圧迫要因となることに加え、減額補正を含めた実質的な不用額の増大にも繋がるものであり、財政運営上大きな支障となることから、厳に慎むこと。**

## 2. 枠配分方式による予算編成

平成28年度の予算においては、昨年に引き続き、全ての部局等の一般会計を対象として枠配分方式による予算編成を実施する。

枠配分方式とは、各部局が主体的に事業の方向性を判断し、コスト意識の向上と質の高いサービスの提供による効率的な行政運営を行うため、**配分された一定の予算枠に収まるよう、事業の取捨選択を行った上で**、枠配分された一般財源と事務事業に係る特定財源をもとに予算を編成するものであるが、本格導入から年数を経たことによる諸問題が生じていることから、枠配分予算についても財政課において審査を行うものとする。

枠配分額は、原則として平成27年度予算（9月補正後）における一般財源の額を基準とした額の90%とする。ただし、義務的経費、重点事業、市債を財源とする事業、基金を財源とする事業等は枠配分の対象外とする。

枠配分の対象外事業及び特別会計は、従来同様の査定方式による予算編成を行うものとするが、歳入減少に鑑みた聖域なき歳出削減努力を求め、前述のとおり要求段階でのシーリングを設定したものである。

また、枠配分適用の有無に関わらず、**「歳入減少期にあつては、従前の事業を全て維持しつつ新規事業等の拡充を図ることは到底不可能」**であることを認識し、前例踏襲に捉われず、投入可能な行政資源（予算及び人員）から最大の効果を得ることを目標とした事業計画に基づく予算要求とすること。

## 3. 小林市総合計画（後期基本計画）実施計画に沿った予算編成

総合計画に掲げる「人々の知恵と融和で築くまちづくり」の基本理念のもと、「小林市総合計画（後期基本計画）実施計画」に沿って、計画的かつ最小の経費で最大の効果を得られる予算編成とすること。

## 4. 行政評価の反映

平成27年度行政評価実施方針に基づき実施している、「事務事業評価」「施策評価」「外部評価」「指定管理者導入施設評価」の全ての結果を踏まえた予算編成とすること。

## 5. 行財政改革の推進

新行政改革大綱及び実施プランに基づく2つの視点を強力に推進する予算編成とすること。

- 改革の視点1 「市民と行政の協働のまちづくりの推進」
- 改革の視点2 「健全で効率的・効果的な行財政運営の推進」

## 6. にしもろ定住自立圏共生ビジョンに係る事業

「にしもろ定住自立圏共生ビジョン」に掲載する事業（えびの市、高原町と確認が取れている事業）のうち、予算を伴う事業について、漏れがないよう予算計上すること。

また、定住自立圏共生ビジョンに係る事業のうち新規事業となるものについては、新規事業事前評価の対象とはせず、各市町首長で構成する協議会での事業承認をもって、事前評価で承認されたものとして取り扱うこととする。

## 7. 平成28年度重点事業（政策的経費）

平成28年度重点事業として位置付ける主な事業は、以下のとおりとし、重点的に予算配分を行う。積極的に予算計上すること。

### ○ 総合戦略に係る地方創生事業

要求にあたっては、**総合戦略に係る地方創生事業を明確に区分するため、新規事業であるか否かを問わず細目を新設する**ものとする。

地方創生事業に該当するものと非該当のものが混在する既存事業にあっては、該当する部分のみを新設した細目に移行して要求すること。

なお、新規事業となるものについては、新規事業事前評価の対象とはせず、地方創生本部会議での事業承認をもって、事前評価で承認されたものとして取り扱うこととする。

## 8. 新規事業に対する財源確保

新規事業については、社会情勢の変化等により新たに必要となった市民サービスへの対応等であることを鑑み、目的、成果、費用対効果及び後年度負担などを検討することはもちろんのこと、併せて既存事業の見直し（スクラップアンドビルドの視点）や補助事業等特定財源の活用も十分検討し、財源確保に努めること。

また、新規事業構築の際は、適切な見直しがされないまま永続的な事業とならないよう終期又は抜本的な見直し周期を明確にし、適切なPDCAサイクルのもとで管理されるよう計画すること。

なお、要求にあたっては、新規事業事前評価（二次評価会議）の結果、承認された事業であることを原則とする。

## 9. 投資的経費

投資的経費については、厳しい財政状況の中で、事業の必要性、緊急性、投資効果等を考慮し、市民の行政需要の優先度を判断した上で配分を行うこととする。また、計画にあたっては、維持管理経費等の後年度負担に配慮すること。

## 10. 未利用財産について

現在、地方公会計制度の導入に向け、財産の把握と台帳整備を行っている。これは、資産・債務改革として遊休資産の把握と、その売却・活用についての検討を求めたものであり、未利用財産については整理方法を早急に検討すること。

## 歳入に関する事項

歳入の見積りにあたっては、社会経済情勢の動向、過去の実績等を精査分析し、地方財政に関する国・県の制度改革の動向等の情報収集に努めること。また、正確にその財源を捕捉し、過大、過小にならないよう留意すること。

### 1. 市税

歳入に占める市税の重要性を認識し、個人所得の状況、企業実績、制度改革等の動向を勘案し、的確な収入見込み額を計上すること。また、税負担の公平を期するため課税客体の捕捉漏れを防ぐとともに、滞納整理の早期着手、計画的な取り組みなど収納率の向上に最大限の努力を払うこと。

### 2. 使用料及び手数料

住民負担の公平性及び受益者負担の原則にたち、物価の変動や人件費を含む必要経費の状況等を十分に検討のうえ見直しを行い、年間収入見込み額を計上すること。また、各施設利用における減免規定の適用についても、妥当性等を考慮し、見直しに向けた検討を行うものとする。

### 3. 国・県支出金

国・県支出金については、国・県の動向を十分に見極めながら、積極的な確保に努めること。ただし、補助事業ということで安易に対応することなく、必要性・事業効果等について十分に検討すること。

### 4. 分担金及び負担金

事業の性格、規模等から適正な負担を求め、法令・条例等に基づき、また他自治体の状況等を十分に検討した上で、確実な収入見込み額を要求すること。

### 5. 市債

地方交付税算入措置のある有利な地方債の活用を原則とし、市債残高の縮減と公債費負担の適正化を図るため、当該年度償還元金とのバランスを意識した市債発行とし、合併特例債及び過疎債についても、その有効な活用方法について検討する。

## 歳出に関する事項

歳入の増が見込めない状況を深く認識し、歳出予算の計上にあたっては、限られた予算の中で実施すべき事業の優先度を精査し、優先度の低いものはスクラップすることを基本とする。

その上で、既存事務事業の統合や縮小を検討し、真に必要なものを要求すること。

### 1. 扶助費

類似団体と比較すると、本市の扶助費の決算額及び経常収支比率に占める割合は、平均値を大きく上回っており、市の財政を圧迫する原因となっている。従って、法令で義務付けられているもの以外については、市が担うべきサービスの範囲や水準が適正なものであるか検証を行い、必要な見直しを行うこと。

また、国の制度改正の動向に十分留意するとともに、決算や支出状況を踏まえ、適正な見積りを行うこと。

### 2. 負担金

会費的な負担金は、加入している協議会等の効果について再度見直しを行い、類似団体への加入や行政効果の低下したものについては、加入を取りやめること。

### 3. 物件費

事務事業の抜本的見直し及び創意工夫を行うことで、効率的な運用を心がけ、全般的な節約に努めるものとする。

特に委託料については、近年の物件費増高における最大要因であることから、委託内容や回数等について検討を行い、職員で対応可能かどうかの見直しを行うとともに、業者の提示する見積書を徹底的に精査し、委託料の見直しについて交渉するなど節減に努めること。

### 4. 市単独事業費

事業の必要性、緊急性、補助事業費との関連等について十分検討し、真に市民生活の質の向上と地域の活性化に資するものを優先する。

### 5. 補助事業費

国・県の予算編成の動向に留意するとともに、投資効果を十分考慮の上で、長期的観点から効果的に投資が行われるよう綿密な事業計画を立てて要求するものとする。また、負担額及び補助率が明確でないものについては、特に慎重な対応を行うこととする。

### 6. 補助金等

市の厳しい財政状況を踏まえ、市単独補助金については目的、効果等について可能な限り客観的な分析を加え、既存補助金の廃止を含め徹底した整理合理化を行うものとする。なお、新規補助金については、終期又は抜本的見直し周期を設定し、既存の補助金の廃止又は縮減により財源を捻出することを原則とする。また、既存補助金について、創設から3年以上経過したものは、現下の社会状況下

における必要性をゼロベースで見直し、真に必要なもののみを計上すること。  
国・県支出金等の財源のある補助金についても、同様の取り扱いとする。

#### 7. 貸付金

貸付の目的、効果、資金需要等を考慮し、その対象、方法及び条件について検討を加え、真にやむを得ないものに限定するとともに、貸付規模については、過去の実績にこだわることなく最小限にとどめるものとする。

特に、無利子及び低利なものについては、大変厳しい財政事情であることから、状況を精査した上で貸付利率の見直しに向けた検討を行うものとする。

#### 8. 細々目の取扱

予算要求における、細々目（共通、小林、須木、野尻）の基本的な取り扱いは、小林、須木、野尻に共通する事業については、一体性の確保と、事務効率化の観点から「共通」を使用し、さらに、予算執行時に「執行委任制度」により執行すべきものについては、執行委任制度によることとするが、共通する事業であっても、別々に計上することが容易かつ合理的である場合には、「小林」「須木」「野尻」として要求できるものとする。

#### 9. 特別会計及び公営企業会計等に関する事項

特別会計についても、要求は一般会計に準じることとし、使用料・保険料などの市民負担の適正化を念頭に財源の確保を図るとともに、将来にわたる的確な収支見通しに基づく経費の節減・合理化に努め、一般会計からの繰入金を圧縮するよう最大限の努力を払うこと。

#### 10. 臨時経費の取扱

臨時経費を明確に区分するため、一つの細目内に経常経費と臨時経費が混在しないよう、臨時経費については細目を分けて要求すること。